

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者等の労務単価を定める平成25年度公共工事設計労務単価(新労務単価)は、技能労働者の減少等に伴う労働需給のひっ迫傾向を適切に反映させるとともに、社会保険等への加入の徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を適切に反映させて設定したものとされ、前年度(旧労務単価)に比して大幅に上昇しております。

これを受け、当市の発注する建設工事におきましても、新労務単価を適用し、適正な積算に努めているところです。

つきましては、受注者となる場合におきましても、この趣旨をご理解いただき、下請業者への対応を含めまして、適切な対応をお願いいたします。

記

1 適正な賃金水準の確保と支払いについて

下請契約を行う場合について、適切な価格で契約するとともに、労働者への適正な賃金の支払いについても、併せて下請業者へ要請してください。

2 社会保険等への加入の徹底について

社会保険等への加入は、事業者及び労働者にとって法令上の義務であり、このことに対する適切な対応は、不可欠であります。

新労務単価においては、労働者の加入に必要な社会保険料(本人負担分の法定福利費)相当額が勘案されているほか、事業主が負担すべき法定福利費についても、現場管理費に反映されていることから、労働者に対して社会保険料を適切に含んだ賃金を支払うとともに、使用する労働者を社会保険等へ加入させるようお願いいたします。

また、下請契約を行う場合においても社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を含んだ額で下請契約を締結し、同様の対応を行うよう指導をお願いいたします。